



ともに歩む

No. 31

社会福祉法人
中播福社会

法人事務局
兵庫県姫路市香寺町土師 365番地1
TEL 079 - 232 - 6151
FAX 079 - 232 - 7250

年頭のご挨拶



社会福祉法人中播福社会

理事長 山名 宗悟

(神河町長)

平成25年4月1日から施行されることになりました。

戦後日本の社会福祉行政は、い

わば、社会福祉の全てを国が決め、行政措置としてサービスを提供する

という考え方から、近年、市町村福祉行政が主体的にその市町村

の生活課題、福祉サービスを必要とする人を発見対応するという、

社会福祉の構造が市町村を基盤とした地域福祉に移行し、市町村が

社会福祉行政の中心に展開するようになってきております。これらの

改革動向は平成23年に成立した「地域主権一括法」により、より一

層の促進が進展しております。

こうした時期に、とりわけ障害福祉の分野においては、姫路市、

市川町、福崎町、神河町を法人構成市町とする中播福社会は、地域

の専門的な拠点として、その役割

や機能を一段と発揮していくことが求められてきているものと認識しております。

そのためには、施設を利用する方はもとより、地域で生活されている方々の、レスパイトやセルフティネット機能、相談支援機能やアウトリーチ機能をより充実していくことが必須であると理解しております。

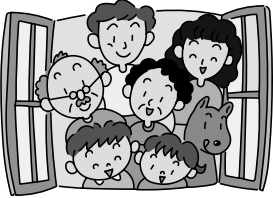
そして、今後、中播福社会が経営する社会福祉施設や多様な事業が、「地域福祉への貢献」を使命に、先見性をもって、更なる住民と行政の協同の有機的働きを行う障害福祉の拠点になることができれば、法人構成市町の地域福祉を推進する原動力になるものと考えております。そのためにも、地域住民から期待と信頼をされる法人として、役員員一丸となって邁進していく所存であります。

関係各位のより一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、この一年が皆様にとりましてご多幸な年となりますよう祈念し、新年のごあいさつといたします。

新年あけましておめでとうございませう。皆様にご挨拶を申し上げますとともに、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

数年来、我が国をめぐる社会・経済情勢は厳しい状況にあり、人々の生活格差が増大する傾向が強くなる一方、相互の連帯感の希薄化の中、孤独死の問題や、減少しない自殺者の問題がクローズアップされ、社会的にも無縁社会、孤族という用語が使われるようになってきました。

一方、障害福祉の分野においては、「障害者虐待防止法」の平成24年10月1日からの施行、そして障害者自立支援法に代わる新たな法律「障害者総合支援法」が制定され、



香翠寮相談支援事業所の窓口から

～サービス等利用計画理解のための Q & A～

Q1 私の町の障害福祉の窓口で以下のような記事のパンフレットを見たのですが？

サービス等利用計画作成の対象者を拡大（平成 24 年 4 月 1 日～）
障害福祉サービスを利用するにあたって、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画が必要となります。同計画作成の対象者を障害のある人すべてに平成 26 年度までに段階的に拡大します。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

A 法律の改正によって、平成 24 年 4 月から、ホームヘルプやショートステイ、生活介護、就労支援、施設入所支援等々、障害福祉サービスを利用される全ての方にサービス等利用計画が必要になりました。

Q2 サービスを利用する人全てにその計画が必要になるのですか？

A これまでは、サービス等利用計画は自分でサービスの利用計画を作ることが難しい利用者に限って認められていたのですが、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することになりました。

Q3 その理由は？

A 障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援するためです。

Q4 全ての障害福祉サービスを利用する人にとっても、その特定相談支援事業者は整備されているのですか？

A 現在は、特定相談支援事業者も、そこで計画作成にあたる相談支援専門員も圧倒的に不足しています。平成 24 年度から 3 年をかけて段階的に相談支援体制を整備することになっています。

Q5 急な時にたまたまサービスを使うだけだと、別段、特定相談支援事業者の手を借りて、計画作成をすることは利用者や家族からすれば時間もかかり面倒なことではないですか？

A 特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成するだけでなく、セルフプランといって自分で計画を作ってもよいので、お住まいの市町に問い合わせをして下さい。

Q6 障害者自立支援法になって、障害福祉サービスを利用するには、市町に障害程度区分認定の申し込みをして、調査に来られ、障害程度が「区分 1」から「区分 6」に示され、それによって使えるサービスの種類や量が決まっていますが、この部分はどうなるのでしょうか？

A 以前と変わらず障害程度区分の認定は必要です。サービスの種類や量が決まるのを「支給決定」といって市町の担当者は利用者家族と相談して、市町の決めた「支給決定基準」の範囲内で、どのサービスが何時間使えますよ、どのサービスが何日使えますよといった内容を記載した「受給者証」を利用者に発行していました。利用者はそれをもってサービス事業者と契約してサービスを利用することになっています。今回はその支給決定の前にサービス等利用計画が必要になってきます。

Q7 サービス等利用計画の作成の流れのもう少し具体的なことは？

A サービス等利用計画の作成にあたっては、特定相談支援事業者の相談支援専門員が、ご本人の状況や意向などをお聞きし、本人の課題の解決や適切なサービス利用に向けた計画を作ることになっています。それをもとに、市町は「支給決定」をし「受給者証」を発行するという流れになります。

Q8 相談支援専門員は、本人の状況や意向を聞いて計画を作ってもらえるとのことですが、障害程度区分によって使えるサービスの種類や時間や日数については、本人の意向に添って使えるようになるのですか？

A 相談支援専門員は「支給決定」の前にサービス等利用計画を作成するのですが、市町の「支給決定基準」の範囲内で基本的には計画作成をすることになります。しかし利用者の置かれた状況によっては柔軟に対応してもらえることも多くありますので、相談支援専門員にどんなことでも相談して下さい。

Q9 市町の「支給決定基準」の範囲内でサービス等利用計画を作成してもらえるとのことですが、どの地域でもサービス資源は十分とは言えないと思うのですが？

A 確かに、どの地域でも障害のある方の地域生活を支えていく上での、特別支援学校等卒業後の進路（福祉や就労）、居宅介護、居住の場、緊急やレスパイ



トのための短期入所や日中支援の場等々サービス資源だけに限っても多くの課題はあります。現在どの地域にも「自立支援協議会」があります。相談活動等で見えてきた地域の課題を共有して地域の支援レベルをステップアップするためにも法律に位置付けられた重要な協議会です。地域資源の開発・改善の取り組みの足場となるものであり、その機能が発揮されることが大切です。

Q 10 今までは、複数のサービス事業所をどのように利用するかを組み立てをする場合、事業内容の理解や電話連絡、訪問等で本人や家族の負担も大きかったと思いますが？

A 今までも、サービス利用のための情報提供や事業所間の調整等多くの部分を、相談支援専門員がコーディネートしていましたが、今回、サービス等利用計画が前提になるニーズの聞き取りをさせていただきますので、その分の負担は今まで以上に軽減すると思います。困っていること、気になること何でも相談してください。

また、サービス利用が始まっても、相談支援専門員は利用者の受給者証に書かれた期間で、モニタリングとって本人や家族の思いを聞いたりといった状況確認もしながら計画の変更・調整もすることになっています。

Q 11 相談支援専門員に話を聞いてもらう中で、自分のサービス等利用計画はどうイメージすればいいのですか？

A どんな生活をしたいか、どんなことがしたいのかが決まったら、どんなサービスや支援の力を借りれば、その生活の実現に近づけるのかを考えてもらえますし、その時に色々な支援の仕組みや、サービス事業所の情報も相談支援専門員から提供してもらえます。

そして、相談支援専門員があなたとの相談により、一週間の生活スケジュールを立ててもらおうと、どんな暮らしになるかイメージもわいてくると思います。

Q 12 サービス等利用計画作成の費用は？

A サービス等利用計画作成にかかる費用は、全額公費負担となりますので、自己負担はありません。

Q 13 ところで、香翠寮相談支援事業所でサービス等利用計画は作ってもらえますか？

A はい、香翠寮相談支援事業所は特定相談支援事業所でもありますので、このサービス等利用計画を作成しております。また、児童支援利用計画、地域移行支援や地域定着支援も実施できる事業所の指定を受けております。

Q 14 相談支援事業の体系は理解しにくいのですが、具体的に障害者自立支援法による相談支援はどのように規定されているのですか？

A 障害者自立支援法では相談支援に関し、具体的な内容として2つを規定しています。

1つめは、市町村の事業としての「地域生活支援事業」のメニューとして、地域で暮らす障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、情報提供や助言、サービス利用や、虐待の防止や早期発見等の事業所間の調整等を総合的・継続的に実施するもので、いわゆる「一般的な相談」と言われているものです。

2つめは、「サービス利用計画作成費の個別給付」で、今回のQAのテーマである、サービス等利用計画を作成するものです。

Q 15 香翠寮相談支援事業所は、この上記の2つの相談支援事業に関してはどのような位置づけなのでしょう？

A 実施地域を姫路市・市川町・福崎町・神河町として、現在、上記2つの相談支援事業を実施しています。相談支援事業に関して詳しいことは、もよりの市町村の障害担当窓口や相談支援事業者にお問い合わせください。

※サービス等利用計画に関すること、相談支援事業に関すること。ご本人やご家族の不安や悩み、困っていることなど、障害のある方が地域で安心して生活ができることを願って、地域の身近な相談窓口として活動しています。どんな小さなことでもお気軽にご相談下さい。相談は無料です。電話、FAX・Eメールでも相談を受け付けております。

お問い合わせ：香翠寮相談支援事業所

電話 (079) 232 - 6151

FAX (079) 232 - 7250

Eメール：fukushi@giga/ocn.ne.jp



いちかわ園での 個別支援について

サービス管理責任者

いちかわ園 福田 典彦

いちかわ園は、平成22年10月1日から障害者自立支援法に基づき、通所授産施設から多機能型事業所に移行しました。そして生活介護事業と就労継続支援B型事業を実施しています。

定員は、生活介護事業28名と就労継続支援B型事業12名の合計40名です。

移行前は、35名定員の授産施設でしたが、施設利用の希望等も多く定員を5名増やして40名定員にしました。

新体系移行に当たっては、重度の障害を持たれた方も多かった為に生活介護事業と就労継続支援B型事業に移行しています。各事業の違いを事前に利用者・保護者に説明し、移行アンケートを実施しました。それを基に、利用者さんの障害の程度も考え、個別相談も実施して、それぞれの事業と契約されています。

利用者支援については、利用者一人ひとりに合った『場』を提供し、一人ひとりが役割を持ち、社会参加が行えるような、笑顔があふれる事業所にな



利用者作品：ちぎり絵

るよう職員が誠意をもって取り組んでいます。

生活支援では日常生活の介助の場（トイレ・食事等のADL）、日中活動の場（音楽・歩行・ゲーム・ダンス・スポーツ・ドライブ等）、創作活動の場（絵画・ちぎり絵・書道等）、生産活動の場（業者作業・手芸・ビーズ・ストラップ・紙すき等）の提供と個々



創作活動：ちぎり絵の制作風景

の障害特性に合った場と環境（治具の活用・仕切り板の利用等）を確保しています。

就労支援では、利用者一人ひとりの障害特性に配慮した授産活動を行い、作業能力の向上を目指しています。社会自立を目指す事からも、施設外作業（除草）も取り入れ、就労に必要な作業体験も実施しています。その結果23年度は1名の利用者が一般就労されました。

その他にも健康管理や相談及び援助の場を設けています。

そこで、利用者支援にあたっては、個別の目標や前述の内容等も盛り込んだ具体的な個別支援計画が必要です。そのためにまず、利用者および家族の

意向とニーズを的確に捉えるためにアセスメントを実施します。そして利用者一人ひとりのライフステージに合わせたサービス提供を図ります。そして心身の健康を維持し、日中活動、働くことや様々な活動を通じて幅広い生活が送れるように計画し、説明して実施して行きます。6カ月後にモニタリングを実施して個別支援計画の進捗状況の確認や見直しを図っています。

今後は、より一層利用者ニーズを深め、個別支援計画の短期目標を達成し、長期目標が達成出来るように地域関係機関と連携しながら達成したいと考えています。



神河町河川公園除草作業の様子

トピックス

香翠寮



クリーンキャンペーン

香翠寮の隣には香寺町総合公園があります。毎朝の散歩やグランドゴルフ等の余暇活動でお世話になっています。そこで、落ち葉の季節にはお礼と感謝をこめて、落ち葉が多い並木坂道の落ち葉拾いに出かけています。

いちかわ園

保護者同伴一泊旅行

昨年の11月21日～22日にかけて三重県なばなの里をメインに保護者同伴一泊旅行に行ってきました。なばなの里のイルミネーションはとてきれいで歓声があがっていました。しかも、点灯式の大役をいちかわ園利用者が務め、大変思い出深い旅行になったことと思います。今回の旅行は保護者の方と一緒に旅行に行けた利用者の笑顔がとても印象的であり、旅行後は楽しかった思い出話に花が咲いていました。



いちかわ園ゆめさき分園



安芸で秋を満喫!!

12月7日～8日にかけて、保護者同伴で利用者の希望の広島へ行って来ました。7日は安芸の宮島の厳島神社、ホテルでのバイキングに舌鼓を打ち、翌8日は大和ミュージアムで日本の歴史と平和の大切さ認識しました。みなさん色々な思い出と親子の絆を深める有意義な旅となりました。



財団法人姫路十字会よりのご寄付

香翠寮

クロスの張り替え

香翠寮は、設立 30 年を超え、色んな所を修理するようになってきており外観を損なっていた老朽等のクロスを綺麗にさせていただきました。施設内が明るく蘇りました。写真でお見せできないのが残念ですが、利用者の皆さんも綺麗になったと喜んでおられます。ありがとうございました。

いちかわ園

いちかわ園 A E D 設置

いちかわ園に A E D を設置しました。これにより、法人 3 施設全てに A E D を設置することが出来ました。いついかなる時も対応出来るように地域の方にも周知を図り、利用者並びに地域の方の安心安全を提供していきたいと思えます。



ゆめさき分園

低反発マットの導入

低反発マットを購入しました。利用者の室内での体操時に活用しています。利用者のみなさんの体力作りに役立っています。ありがとうございました。



利用者の基本健診を行いました

9 月 27 日に香翠寮で法人 3 施設の利用者と職員の基本健診を行いました。香翠寮で行うのは今年で 2 回目です。J A 厚生連の方に来ていただき実施しました。施設での健診は、慣れた環境ということで、利用者さんはリラックスして和やかな雰囲気でした。

また自分のペースで受けられるので、以前は採血ができなかった利用者さんも個室を利用するなどして検査できました。



募集 登録ヘルパー

障害のある方と共に楽しみ、共に歩めるヘルパーさんを募集しています。(現在、姫路市香寺町・夢前町・船津町、神崎郡市川町・福崎町・神河町を中心に活動)

資格 2 級ヘルパー以上、介護福祉士資格があれば尚可 ※要普通免許

サービス提供内容 家事援助・身体介護・移動支援
※土・日・祝日に障害のある方の外出をサポートしていただける方大歓迎!

※週 1 回、1 時間からでも OK!

時給 950 円 (土・日・祝 1,200 円)

連絡先 香翠寮居宅介護事業所

☎ (079) 232 - 6151

香 翠 寮

【第一種社会福祉事業】

(障害者支援施設)

- ・施設入所支援事業 (夜間) 定員 30 名
- ・生活介護事業 (日中) 定員 35 名

【第二種社会福祉事業】

- ・居宅介護・重度訪問介護事業
- ・短期入所事業 (泊) 定員 4 名
- ・相談支援事業
- ・移動支援事業

【地域生活支援事業】

- ・日中一時支援事業 定員 5 名

【香翠寮】

〒679 - 2163

兵庫県姫路市香寺町土師 365 - 1

(Tel) (079) 232 - 6151

(Fax) (079) 232 - 7250

E-mail : fukushi@giga.ocn.ne.jp

い ち かわ 園

【第二種社会福祉事業】

(多機能型事業所)

- ・生活介護事業 定員 28 名
- ・就労継続支援 B 型事業 定員 12 名

【地域生活支援事業】

- ・日中一時支援事業 定員 7 名



【いちかわ園】

〒679 - 2315

兵庫県神崎郡市川町西川辺 462 - 1

(Tel) (0790) 26 - 2184

(Fax) (0790) 26 - 2572

E-mail : ikn2184@maple.ocn.ne.jp

い ち かわ 園 ゆめさき 分園

【第二種社会福祉事業】

- ・就労継続支援 B 型事業 定員 20 名

【地域生活支援事業】

- ・日中一時支援事業 定員 4 名



【いちかわ園ゆめさき分園】

〒671 - 2103

兵庫県姫路市夢前町前之庄 2203 - 1

(Tel) (079) 337 - 5037

(Fax) (079) 337 - 5039

E-mail : ysb5037@luck.ocn.ne.jp